

伊豆の国市建設工事の中間前金払に関する取扱要領

制定 平成 29 年 3 月 27 日 決裁

改正 令和 7 年 9 月 12 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊豆の国市建設工事執行規則（平成 17 年伊豆の国市規則第 110 号。以下「規則」という。）第 45 条第 1 項の規定による建設工事に要する経費の前払金に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第 2 条 中間前金払は、規則第 45 条第 1 項の規定により前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を全て満たす建設工事を対象とする。

- (1) 低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査の対象になった者と契約した工事でないこと。
- (2) 中間前金払の申請前に規則第 48 条に規定する部分払の支払を行った建設工事でないこと。
- (3) 債務譲渡の申請が行われている建設工事でないこと。

(中間前金払の要件)

第 3 条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表（伊豆の国市建設工事約款(以下「契約約款」という。)第 3 条第 1 項に規定する工程表をいう。以下同じ。)により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 規則第 45 条第 1 項に規定する前払金の支払を受領済であること。

(中間前金払の割合等)

第 4 条 中間前金払の額は、請負金額の 10 分の 2 を超えない額とし、1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(中間前金払の申請等)

第 5 条 中間前金払を受けようとする者（以下「受注者」という。）は、中間前金払の認定請求書（様式第 1 号）に、工程表及び契約約款第 3 条第 3 項に規定する工事工程月報を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定書(様式第2号)により、受注者へ通知するものとする。
- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払申請書(様式第3号)に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 中間前金払は、中間前金払申請書を受理してから14日以内に行うものとする。

(中間前金払の額の変更)

- 第6条 市長は、中間前金払を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。
- 2 中間前金払を受けた者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、受領済の前金払の額及び中間前金払の額が、減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
 - 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市長と前金払及び中間前金払(以下「前金払等」という。)を受けた者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、市長が定め前金払等を受けた者に通知する。

(中間前払金の使途制限)

- 第7条 中間前払金は、当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費(当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当してはならない。

(その他)

- 第8条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の伊豆の国市建設工事の中間前金払に関する取扱要領の規定は、

令和8年4月1日以後新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

認定請求書

年 月 日

伊豆の国市長 様

	所在地又は住所	
受注者	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
	電話番号	

次の工事について、中間前金払を受けたいので要件を具備していることを認定されたく請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
概 要	

※添付書類 工程表（契約約款第 3 条第 1 項に規定するもの）
工事工程月報（契約約款第 3 条第 3 項に規定するもの）

様式第2号（第5条第2項関係）

伊国○第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 印

認定書

先に申請のあった次の工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金をする
ことができる要件を具備していることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
概 要	

様式第 3 号（第 5 条第 3 項関係）

中間前金払申請書

年 月 日

伊豆の国市長 様

	所在地又は住所	
受注者	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
	電話番号	

次の契約の中間前金払を、伊豆の国市建設工事執行規則第 45 条第 3 項の規定により申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
中間前払金請求額	

※添付書類 保証証書（中間前払金保証）原本
請求書